

宇和島市職員倫理規程

平成25年6月10日

訓令第3号

(目的)

第1条 この訓令は、一般職の職員（以下「職員」という。）が市民全体の奉仕者であってその職務は市民から負託された公務であることに鑑み、職員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な事項を定めることにより、職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保することを目的とする。

(定義等)

第2条 この訓令において「事業者等」とは、法人その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。

2 この訓令において「利害関係者」とは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。ただし、職員の裁量の余地が少ない職務に関する者として市長が認めた者を除く。

(1) 許認可等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号又は宇和島市行政手続条例（平成17年条例第13号）第2条第4号に規定する許認可等をいう。）をする事務 当該許認可等を受けて事業を行っている事業者等、当該許認可等の申請をしている事業者等又は個人（事業者等に該当する者を除く。以下「特定個人」という。）及び当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

(2) 補助金等（宇和島市補助金等交付規則（平成17年規則第47号）第2条に規定する補助金等をいう。）を交付する事務 当該補助金等の交付を受けて当該交付の対象となる事業を行っている事業者等又は特定個人、当該補助金等の交付の申請をしている事業者等又は特定個人及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

(3) 法令等に基づく立入検査又は監査（以下「検査等」という。） 当該検査等を受ける事業者等又は特定個人

(4) 不利益処分（行政手続法第2条第4号又は宇和島市行政手続条例第2条第5

号に規定する不利益処分をいう。) をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名あて人となるべき事業者等又は特定個人

(5) 行政指導(宇和島市行政手続条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。) をする事務 当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は特定個人

(6) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項に規定する契約に関する事務 当該契約を締結している事業者等、当該契約の申込みをしている事業者等及び当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等

3 事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、第1項の事業者等とみなす。

4 職員に異動があった場合において、当該異動前の職に係る当該職員の利害関係者であった者が、異動後引き続き当該職に係る他の職員の利害関係者であるときは、当該利害関係者であった者は、当該異動の日から起算して3年間(当該期間内に、当該利害関係者であった者が当該職に係る他の職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間)は、当該異動があった職員の利害関係者であるものとみなす。

5 他の職員の利害関係者が、職員をしてその職に基づく影響力を当該他の職員に行使させることにより自己の利益を図るためその職員と接触していることが明らかな場合においては、当該他の職員の利害関係者は、その職員の利害関係者でもあるものとみなす。

(職員の心構え)

第3条 職員は、宇和島市職員としての誇りを持ち、かつ、その使命及び責任を自覚し、次に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規準として行動しなければならない。

(1) 職員は、市民全体の奉仕者であり、市民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について市民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等市民に不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。

(2) 職員は、市政が市民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われていることに留意し、厳正かつ効果的な職務の執行に当たらなければならないこと。

(3) 職員は、自らの行動が市政の信用に影響を与えることを認識するとともに、常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。

(禁止行為等)

第4条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 利害関係者から金銭（小切手、商品券等を含む。以下同じ。）、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。）を受けること。

(2) 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。

(3) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。

(4) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。

(5) 利害関係者から未公開株式を譲り受けること。

(6) 利害関係者から供応接待を受けること。

(7) 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。

(8) 利害関係者と共に旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。

(9) 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。

2 前項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる行為を行うことができる。

(1) 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であつて広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。

(2) 多数の者が出席する立食パーティー（飲食物が提供される会合であつて立食形式で行われるものをいう。）において、利害関係者から飲食物の提供若しくは記念品の贈与を受け、又は利害関係者と共に飲食をすること。

(3) 職務として利害関係者を訪問した際に、職務の遂行のため当該利害関係者から提供される物品を使用すること。

(4) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車（当該利害関係者がある業務等において日常的に利用しているものに限る。）

を利用すること（当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。）。

(5) 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受け、又は利害関係者と共に茶菓の飲食をすること。

(6) 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受け、又は利害関係者と共に簡素な飲食物の飲食をすること。

3 第1項の規定の適用については、職員（同項第9号に掲げる行為にあつては、同号の第三者。以下この項において同じ。）が、利害関係者から物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

（禁止行為の例外）

第5条 職員は、私的な関係（職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者であつて、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等に鑑み、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号（第9号を除く。）に掲げる行為を行うことができる。

2 職員は、前項の公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、第8条第3項に規定する服務管理者（職員が服務管理者である場合にあつては、同条第2項に規定する総括服務管理者）に相談し、その指示に従うものとする。

（利害関係者以外の者等との間における禁止行為）

第6条 職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から飲食等の提供を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて飲食等の提供又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

2 職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行わ

れた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

(利害関係者と共に飲食をする場合の届出等)

第7条 職員は、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が1万円を超えるときは、つぎの各号に掲げる場合を除き、あらかじめ、届出書(別記様式)を服務管理者(服務管理者が提出する場合にあっては、総括服務管理者)に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ提出することができなかつたときは、事後において速やかに当該届出書を提出しなければならない。

- 1 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者と共に飲食するとき。
- 2 私的な関係にある利害関係者と共に飲食をする場合であつて、自己の飲食に要する費用について自己又は自己と私的な関係者がある者であつて利害関係者に該当しないものが負担するとき。

2 職員は、利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用負担の有無やその額に関係なく、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招かないよう努めなければならない。

(総括服務管理者及び服務管理者の設置)

第8条 職員の職務に係る倫理の保持の徹底を図るため、総括服務管理者及び服務管理者を置く。

- 2 総括服務管理者は、副市長をもって充てる。
- 3 服務管理者は、部長級の職員をもって充て、所属する職員を担当する。ただし、部長級の職員を置かない部署にあっては、総務企画部長が担当する。

(総括服務管理者及び服務管理者の責務)

第9条 総括服務管理者は、この訓令に定める事項を職員に遵守させるため、服務管理者との連絡調整を図り、必要に応じ、服務管理者に対し助言及び指導を行うとともに、職員の職務に係る倫理の保持に関する事項に係る調査研究等を行うものとする。

- 2 服務管理者は、この訓令に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。
 - (1) 所属長との連絡調整を図り、必要に応じ、助言及び指導を行うこと。
 - (2) 第17条第2項に規定する調査及び同条第3項の規定による報告を行うこと。

(3) 職員の職務に係る倫理の保持に関する事項に係る研修を行うこと。

(管理又は監督の立場にある者の責務等)

第10条 職員のうち、管理又は監督の立場にある者は、この訓令の目的に従って自ら模範となる行動をとるよう努めるとともに、職員相互の注意喚起を促さなければならない。

(公金支出の際の遵守事項)

第11条 職員は、公金支出に係る事務の執行に際し、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方財政法（昭和23年法律第109号）、宇和島市会計規則（平成17年規則第50号）、宇和島市公共下水道事業の財務の特例に関する規則（令和元年規則第33号）その他公金の支出に関する規程等を遵守し、厳正かつ効率的な事務の執行に当たらなければならない。

(個人情報取扱いの際の遵守事項)

第12条 職員は、個人情報を取り扱う場合においては、宇和島市個人情報保護条例（平成17年条例第11号）その他個人情報の取扱いに関する規程等を遵守し、個人情報の保護に努めなければならない。

(飲酒運転等の禁止)

第13条 職員は、飲酒運転、著しい速度超過その他重大な交通法規違反が交通事故を引き起こす要因となるものであることを常に認識し、これを行ってはならない。

(セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの禁止)

第14条 職員は、セクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動をいう。）及びパワー・ハラスメント（職務上の優越的な地位を利用して、職員に対し、職務の範疇^{ちゆう}を超えて職員の人格及び尊厳を侵害するような言動をいう。）を行ってはならない。

(不当要求行為等の拒否)

第15条 職員は、職務の執行に当たって、不当要求行為等（社会通念上相当と認められる範囲を逸脱した手段により要求の実現を図ることを目的とした行為をいう。）に応じてはならない。

(職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止)

第16条 職員は、他の職員の第4条第1項又は第6条の規定に違反する行為によって当該他の職員（第4条第1項第9号の規定に違反する行為にあつては、同号の第三者）が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受してはならない。

2 職員は、自己若しくは他の職員がこの訓令に違反する疑いのある行為を行ったと思料するに足りる事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠ぺいしてはならない。

3 管理又は監督の立場にある者は、その管理し、又は監督する職員がこの訓令に違反する疑いのある行為を行ったと思料するに足りる事実があるときは、これを黙認してはならない。

（違反行為の調査等）

第17条 所属長は、その指揮し、又は監督する職員がこの訓令に違反する疑いのある行為を行ったと思料するときは、その旨を服務管理者に報告しなければならない。

2 服務管理者は、前項の規定による報告を受けたときは、総括服務管理者に報告するとともに、当該報告に係る行為に関し、所属長と共同して調査を行うものとする。

3 服務管理者は、前項の規定による調査が終了したときは、遅滞なく、総括服務管理者に当該調査の結果を報告するものとする。

（違反者に対する措置）

第18条 任命権者は、この訓令に違反する行為を行った職員に対し何らかの措置をとることが必要であると認めるときは、その違反の程度に応じ、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の規定による懲戒処分その他人事管理上必要な措置を講ずるものとする。

（その他）

第19条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（令和元年12月20日訓令第9号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日訓令第8号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月10日訓令第3号）

この訓令は、令和4年7月1日から施行する。

別記様式（第7条関係）

利害関係者との飲食に関する届出書

年 月 日

総括サービス管理者
サービス管理者 宛

届出者 所 属
職 名
氏 名

宇和島市職員倫理規程第7条の規定により、利害関係者との飲食について下記のとおり届け出ます。

飲食の目的及び内容		
主催者（相手方）		
開催日時		
場所（会場）		
費用の負担	（人数及び費用の総額） 人 円	
	（1人当たりの負担額） 円	
出席者	市側	
	相手方	
その他特記事項 （事後に届け出る場合はその理由等）		